

さわやか住宅ローン(保証会社保証無し)

2024年9月24日現在

1. 商品名	・さわやか住宅ローン					
2. ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす方 (1) 当金庫営業地区内に居住されている方、又は営業地区内の事業所に勤務されている方 (2) 原則として、前年年収100万円以上で安定継続している方 (3) 当金庫の会員および原則として団体信用生命保険に加入できる方 (4) 当金庫所定の返済負担比率の範囲内の方 (5) 原則として、お申込み時の年齢が満20歳以上満70歳未満の方で、かつ最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方 (6) 勤続年数1年以上の給与所得者の方 ※上記以外の方（自営業者、法人役員の方など）は個別にご相談ください					
3. お使いみち	・住宅購入資金、住宅の新築資金、住宅の増改築資金、他金融機関等住宅ローンの借換え資金 ※現在、当金庫でご利用中の住宅ローンの借換えにはご利用いただけません ※対象不動産は、建築基準法およびその他の法令の定めに合致していることが必要です					
4. ご融資金額	・原則6,000万円以内 (6,000万円超の場合は個別にご相談下さい)					
5. ご利用期間	・35年以内 ※ご融資物件により制限があります					
6. ご融資利率	・変動金利：当金庫所定の利率とさせていただきます。 ※実際のお借入金利は、お申し込み時点の金利ではなく融資実行日の金利が適用されます ※固定金利を希望される方は個別にご相談ください					
7. ご返済方法	(1) 毎月元金均等または毎月元利均等の分割返済 (2) ご融資金額の50%を限度に、6ヶ月毎の増額返済の併用も可能です。 (3) 利率に変動があった場合でも、返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し、5年間は返済額を変更しません。返済額の見直しは5年後ごとの10月1日を基準とする借入利率の見直し時に行いますが、新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします。当初のご融資期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。					
8. 保証	・必要に応じて保証をいただく場合があります。					
9. 担保	・土地・建物に第1順位で抵当権を設定させていただきます。					
10. 住宅ローン手数料	・当金庫所定の手数料をいただきます 例：ご融資金額1,000万円・ご融資期間35年・元利均等返済の場合（消費税含む）					
	コースA	コースB	コースC	コースD	コースE	コースF
	97,900円	168,300円	211,200円	295,900円	422,400円	510,400円
11. 不動産担保手数料	・不動産担保事務取扱手数料 ①または②が必要となります。 ① 対象物件が東京都・神奈川県の場合・・・55,000円（消費税含む） ② 対象物件が上記①以外の場合・・・・・・66,000円（消費税含む）					

12. 団体信用生命保険	原則として、一般団体信用生命保険にご加入していただきます。保険料は当庫が負担いたします。 ※上記の他にも、お客様のご負担（それぞれ適用金利に年0.3%を上乗せ）により、下記の保険に加入する事ができます。 団体信用就業不能保障保険+3大疾病保障特約付団体信用生命保険 夫婦連生団体信用生命保険
13. 火災保険	・お客様自身で火災保険にご加入いただきます。 なお、一部のお取扱いについて、火災保険に質権を設定することがあります。
14. ご本人確認書類	・運転免許証をご提示していただきます。 ・運転免許証を取得されていない場合は、健康保険証等をご提示いただきます。
15. その他	(1) ローンの詳細い内容、又はご融資利率やご返済の試算については、窓口にお問合せください。 (2) お申込みに際して、当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 (3) ご融資対象物件の所在地などによっては、お取扱いできない場合がございます。
16. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<u>苦情処理措置</u>：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理（9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-3742-0621）にお申し出ください。 <u>紛争解決措置</u>：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）がございます。 ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。